

士族の運命（明治政府にとつての士族）

松 岡 僕 一

要 旨

明治政府は、一方で士族の家産官僚的側面を封建遺物として否定しながら、他方で士族の志士的側面に新たに形成すべき国民の中核として期待し、さらに皇室の藩屏としても期待した。封建遺物としての士族、形成すべき国民の中核としての士族、皇室の藩屏としての士族は、相互に矛盾していた。この矛盾解消過程こそは、明治権力の確立過程であった。

政府は、士族の志士的側面を実体としての士族から剝離して国民教化のイデオロギーとし、皇室の藩屏は再編した貴族に求めた。そのことによつて、政府は封建遺物としての士族の否定を貫徹した。

はじめに（問題の所在）

明治政府の基本的課題は、内憂外患に対処しきれない幕藩体制を徹底的に解体することにより、新たに中央集権的国民国家を建設し、万邦に對峙することにあつた。政府の士族への対応は、当然この基本的課題に規定された。そしてその対応は、士族の矛盾的性格とその運命を端的に示した。

まず士族は、疑いもなくかつて封建領主（藩主）に忠誠を誓つた家臣であつた。新政府にとって幕藩体制の解体が必須であった以上、士族は封建遺物として早急に消滅すべきものであつた。他方、新政府は、新たに形成すべき国民の中核を士族に期待せざるをえなかつた。なぜなら、士族が政治社会の全体利益の保守への責務に生きる経験者であつたのに對し、他の三民（農工商）はあまりにも長期にわたり政治社会から疎外されていてことにより、国民としての自覺的存在たりえなかつたからである。

は、かつて封建領主（藩主）への忠誠に生きた職能集團であつたのに対し、本来皇室の藩屏たるべき華族（公卿・旧藩主）には、当面、かかる自覺も能力も期待できなかつたからである。そしてこのことが、新政府の士族への対応をより複雑にした。なぜなら、封建領主への忠誠に生きるとは、前述のように、士族の家産官僚としての性格であり、新政府は家産官僚としての士族を、封建遺物として否定しようとしていたからである。あるいは、皇室の藩屏、すなわち、臣民であることへの要請は、政治社会の全体利益を認識し、その全体利益に個々の利益を合致させようと試みる自覺体としての国民の中核であることへの要請と、必ずしも一致するとは限らなかつた。それは、封建領主への忠誠と政治社会（藩）の全体利益が必ずしも一致するものではなかつたことと同じであつた。

ともあれ、封建遺物としての士族、形成すべき国民の中核としての士族、そして皇室の藩屏としての士族は、相互に矛盾していた。はたして新政府は、かかる矛盾をいかに処理したのか。われわれは、士族を封建遺物として否定していく過程の典型を秩禄处分の過程に、士族を国民の中核、あるいは権力＝皇室の藩屏として期待する典型を貴族制度確立の過程のうちに見ることができる。以下、それぞれの過程を検討し、士族の政治過程における矛盾的性格としの運命を概観し、士族民權家を検討する前提としたい。

さらに新政府は、皇室の藩屏たりうる性格を士族に見いだした。士族

秩禄处分および貴族制度についての先駆的業績として、深谷博治『華士族秩禄处分の研究』（吉川弘文館一九四二）がある。本稿の執筆にあたって、この著から多くの示唆を得たことを特記しておきたい。

I 封建遺物としての士族——秩禄处分をめぐつて

1

幕府の廃絶を宣言し、新政権の発足を内外に布告した一八六八年一月三日（慶應三年二月九日）の王政復古の大号令は、「旧弊御一洗ニ付、言語之道被洞開候、見込之向ハ、貴賤ニ不拘無忌憚可致讐言、且人材登庸第一ノ御急務ニ候故、心当ノ仁有之候ハ、可有言上候事」^①の一条を含んだ。この一条こそは、一君万民的四民平等のスローガンの要となるものであった。

改革はつぎつぎに断行された。六九年七月二五日（明治二年六月一七日）の行政官達は、「官武一途上下協同之思食ヲ以テ自今公卿諸侯之称被廢、改テ華族ト可称旨被仰出候事」^②と記され、同年八月一日（同月二十五日）の行政官達は「一門以下平士ニ至ル迄總テ士族ト可称事」^③と記された。華族は、従来の公卿諸侯をそのまま統合したにすぎず、家禄という名目のもとに旧來の身分にまつわる特権も残された。四民平等には程遠い改革であった。しかし、公卿諸侯それぞれの身分の中についた格式門閥が廢止されて、平等無差別の華族という一個の族類になつたことに、この改革の意義を認めなければならない。士族に関してもまた然

りである。また、六九年七月二五日の版籍奉還にともなう身分制度の改革により、農工商も平民の称に統一された。そして、七一年八月二九日（明治四年七月一四日）の廢藩置県となるに至る。

版籍奉還直後の六九年一二月一日（明治二年一〇月二九日）、大久保利通は宮内権大丞新納立夫宛の書簡に「今日之御政体、門閥を破り、草莽といへとも御登庸可相成御治定に候へは、是非共御旨趣相貫き、十年之後は華族士族別なきほとにいたり不申而は、宇内各国ニ対し、皇威を輝し候事ハ夢々出来不申」^④と記した。そして広沢真臣は、七〇年一〇月一日（明治三年九月七日）、「民部大輔並びに諸県知參事への答書草案」^⑤に、「從来士農工商の位置大に差等あり、士は世禄常に尊大にして放逸の弊あり、外三民は力食常に賤屈にして徒勞の可憐あり、今や宜しく貴賤の分界を稍平均し、四民同一、素養なく、徒勞なく、自主自由の權を得て智識を盡し、各力食するを目的とす」と記した。

「わたしのために門閥制度は親の敵でござる」^⑥と考えていた下級武士出身の福沢諭吉が、後年この頃を「當時吾々同友は、三、五相会すれば則ち相祝し、新政府のこの盛事を見たる以上は死するも憾みなし、と絶叫したるものなり」^⑦と述懐したとしても、それはあながち誤った認識ではなかつたにちがいない。

士族を封建遺物としてその廃滅を図つた秩禄处分も、その延長上にあつた。そして秩禄处分こそは、封建的経済体制を揚棄し、封建的社会階級制度を解体して、大政奉還→版籍奉還→廢藩置県とつづいた封建的政治体制一掃の完成をめざすものであった。

しかし政府は、一気に秩禄処分に踏み切れなかつた。なぜなら、明治

政府の成立それ自体が士族に負うており、政府有司たちもまさに出身藩の勢力を背景に発言権を確保していたからである。政府にとって士族問題は身中の虫であつた。政府は当面、すでに疲弊し尽くしていた藩財政のたてなおしのため個別的に進められていた藩政改革による家禄削減に期待する以外になかった。しかし、各藩の事情の相違によつて藩政改革は不統一となり、ために政府は、一八七〇年一〇月四日（明治三年九月一〇日）、藩制の發布によつて各藩に統一された藩政改革を強要し、士族の家禄削減を命じた。政府は、このようにして、やがて予定した廢藩置県後に政府が引き受けねばならぬ負担を軽くしようとした。

- ①『法令全書』明治元年 八頁
- ② 同 明治二年 一二二一頁
- ③ 同 明治二年付録 三八頁
- ④『大久保利通文書』第三卷 三一三頁
- ⑤『広沢真臣日記』四五三一四頁
- ⑥『福翁自伝』角川文庫 一九頁
- ⑧『福翁百余話』『福沢諭吉全集』第六卷 四一九頁

2

かかる時期の一八七〇年一一月頃（明治三年一〇月頃）、政府有司の人であつた木戸孝允が提出した「士族の方向を定むべき意見書」①は、

士族に対する当時の有司たちの考え方を示して余すところがない。

かれはまず、当時の政府の基本的課題をつぎのように指摘した。

「戊辰維新より既に三年を過ぎ、天下の事未だ悉く挙らす、宇内の形勢大に変して外国の事日に棘なり、方に我神州安危の秋、今や國家を完全樹立し、以て万国に対峙し、先王の盛時に復せんと欲するに、唯旧習を涤除して、以て人材を擢庸し、渝惰を起して、以て兵勇を訓練するの外、他務ある事無し、人材を擢つるは門閥の弊を破るに在り、兵勇を練るは揀選の法を精するに在り」

かかる基本的課題にとつて士族とは何か。かれは、まず士族とは何であつたのかを問ひ、以下のように規定した。「抑天下の士族たる者、皆祖先の余功に乘し、各其祿爵を享し、平時之を武士と称して国家干城の任に居る、治まる時は官に就き、職に任し、乱る、時は銳を執り、堅を破る、文武の責全く其身に在り、故に国家五公五民の重税を下に取り、以て之を養ひ、以て取用に供せり」

木戸によれば、かつて士族は「國家干城の任」におり、「文武の責」をその身に負うていたゆえに、農民からの重税で養われていた。しかるに今はどうか。「昇平日久しきより、尊卑の別愈分れ、渝安坐食の風日に長し、士たる者其職を眩し、文武の責に任するに足らず、徒らに先功に食して今日を苟過す、故に政に任する者只世官高祿を以てし、其才能賢否を問わず、祿を食する一万に及へとも、戦に堪ゆる者数千に過ぎざるあり、文武の名ありて文武の実なし」。もはや士族が農民からの重税で養われる理由はないのである。

かくしてかれは、基本的課題をあらためて確認し、「断然旧染の弊習を破り、有名無実の者を沙汰し、士族は勿論、庶民工商といへとも其才能材芸能く文武の責に任すへき者を選抜し、天下と更始して、以て富強を圖ら」ねばならない、と主張した。ところが「天下の財限りあり、既に其大半を以て諸藩を養ふ」という。いかにすべきか。「今新に文武の真材を得て国家を樹立せんと欲するに、旧来所領の禄を以て之を養ふに非すんは、何を以て別に資材の出つる処あらん」。

かれは結論した。「今日の急務、天下士族旧来の禄食を裁減し、以て新兵を養ふに在り、然れども旧来の禄食を裁減するは情に於て忍ふ可らざる者あれとも、之を天地の公道に本つけ、之を今日の当務に決すれば、必ず然らざるを得ず、必ず已む可からざるの理なり」。

「門閥の弊」を破り、優秀な人材を得ることによつて「万国に対峙」しうる國家の樹立を急ぐ、改革者木戸の面目躍如たる意見であつた。

木戸の家禄削減案の概要は、家禄の三分の一強を官に收め、二分弱を禄券として士族に与える。そして、官に収めたうちの一分強を各府県に保管せしめ、一五一〇年後に改めて士族に与える、というものであつた。おそらく官に収めた一分強は、政府が適宜運用するつもりであった。

②。しかしこの案は、現有家禄を得てさえ生活困難な下級士族には苛酷なもので、その实行は、当時の最優先課題であつた廢藩置県の障害となるおそれがあつたため、採用されなかつた。

政府は当面、各藩の責任における家禄削減に期待する以外になかつた。ちなみに、当時どの程度の家禄が削減されたかを見ると、幕末家禄総計

が約千三百万石にたいし、一八六九（明治二）年は九百万石、一八七一（明治四）年は四百九十二万石であつた③。じつに幕末の五分の二近くまで削減されたのである。この削減によつて、士族の生活がさらに困窮に追い込まれたことはいうまでもない。

右の各藩の責任における家禄削減は、各藩の財政事情がいかに悪化していたかを示している。ところがこの削減によつても各藩の財政再建は、ほとんど不可能であつた。このことこそ、七一年八月一九日（明治四年七月一四日）の廢藩置県が、さしたる混乱もなく行われた眞の理由であつた。すなわち、旧藩主たちは藩の消滅と引き換えに、自藩の財政負担を新政府の負担に転嫁したのである。かれらは、六九年七月二十五日（明治二年六月一七日）の版籍奉還の際、すでに華族として旧封地歳租の十分の一の收入を保証されていた。こうしたことは、明治政府が、その構成者の主觀的意図と関係なく、封建領主層の危機を全国的規模で克服し再編する絶対主義権力として登場したことを如実に物語るものであつた。

①『木戸孝允文書』第八卷 一〇三一六頁

②明治五年八月「土禄支消法に関する意見書」（『木戸孝允文書』第八卷一〇七一一一頁）、および明治六年一二月七日「非禄税議及び減禄制」

（『松菊木戸公伝』下巻 一六四〇一—六四八頁）

③『明治前期財政経済史料集成』第八卷 二二頁

版籍奉還は、封建的上級武士身分の廃止であり、それは中下級武士（＝士族）の直接的な忠誠対象の消滅を意味した。そして廃藩置県は、封建的政治形態の廃止であり、それは士族の帰属対象の消滅を意味した。この両改革によって、士族の実質的解体が政治日程に上ることになった。他方、廃藩置県直後の一八七一年一月（明治四年一〇月）、政府は、中央集権的な国民国家を建設するための見取図を得ることを目的とし、岩倉具視使節団を欧米に向けて派遣した。したがって、士族の実質的な解体作業は、好むと好まざるとにかかわらず、留守政府によって着手されることになった。

七二年一月二九日（明治四年一二月二〇日）、華士卒族の在官の者以外は「自今農工商ノ職業相當ニ候儀被差許旨」①達せられた。これは、七一年一月（明治三年一二月）の太政官達「帰農商出願者へ資金トシテ禄額五ヶ年分一時ニ下賜」②が不成功におわったことを意味する。ちなみに、一年間に帰農商を願い出て士籍を離れた者は、約四千五百人余であり③、約四十万戸の士族総数の一%強にすぎなかつた。士族が士族という身分に執着したのである。七二年の布告は、この失敗に鑑みて、士族身分の今まで農工商の職業に就くことができるとしたのである。すなわちこの布告は、身分と職業の分離宣言に他ならなかつた。この布告以後、士族は士族身分の今まで形成されつつある近代的階級＝貧富の差による階級（経済階級）の中に分離吸収されていく運命をになう。そしてこの布告以降、秩禄処分は権力闘争を絡ませながらも、財政当局たる大蔵省を中心

心に、家禄奉還、金禄公債証書の発行の段階を経て完成することになる。大蔵省が秩禄処分の計画をたてたのは、岩倉使節団出発後間もない時期で、廟議がこれを容れたのは七二年三月（明治五年二月）のことであつた。その計画の概要是、同月二三日（二月一五日）付けで大蔵大輔井上馨、同少輔吉田清成が特命全權副使大久保利通、同伊藤博文に送つた書簡④に示された。

右書簡によると、大使出発にあたり留守政府との間に内政の重大な変更はしないとの約束がなされたが、たとえば十年後に整理すべき事務も今日その端緒を開いておくほうが都合のいいものがあつた場合、もし手を付けないでいると三十年後でも困難な事態となるであろう。ことに

「方今大蔵ノ理財会計実ニ従前ノ困乏ヨリ繼受シテ、未タ一日ノ樂地ヲ得サル」状況であり、その原因は「冗費ノ多キト歳出ノ緒ナキト」による。「其無用ノ冗費ニ於テモ數目ノ別可有之候得共、先其第一ハ華士族卒之家禄ニシテ、今日ヨリ漸ク適正ノ更革無之而ハ決シテ國計ノ基礎難相立筋ニ有之」。どうするべきか。計画案によれば、まず華士族家禄の三分の一を削減し、残余の六カ年分を禄券をもつて給付する。あわせてその禄券の売買を許し、政府はその六カ年間に毎年六分の一づつ買い上げる、その費用を得るために外債を募る、というものであつた。

右の大蔵省案は、留守政府が使節団を無視して決定したものであることは、および秩禄処分があまりにも急激であることのため、外債募集の件を除き使節団の賛成を得ることができず流産することとなる。ことに前年提出した家禄削減案が苛酷であるとして却下されていた木戸は、大蔵

士族の運命（明治政府にとっての士族）

年 度	歳出合計(A)	家禄・賞典禄(B)	B/A %
I 慶應 3年12月～明治 1年12月	30,505	295	1.0
II 明治 2年 1月～明治 2年 9月	20,786	1,607	7.7
III 明治 2年10月～明治 3年 9月	20,108	2,031	10.1
IV 明治 3年10月～明治 4年 9月	19,235	3,048	15.8
V 明治 4年10月～明治 5年12月	57,730	15,963	27.7
VI 明治 6年 1月～明治 6年12月	62,730	17,830	28.4
VII 明治 7年 1月～明治 7年12月	82,270	26,221	31.9
VIII 明治 8年 1月～明治 8年 6月	66,135	26,757	40.5

(単位千円)

『明治大正財政詳覧』(東洋経済新報社 昭和2年)より作成

省案に反対した。かれは、家禄の急激な削減廃止が「朝廷上之御厄害」を引き起こさないかと憂え、かれの年来の案を説明し、「纏一年前凡二十年を以支消候方法過刻之儀に涉り終に御採用無之一条、此度六カ年に而支消之方法御評決相成、然して今日は過刻に不至儀、其条理いかにも

落着仕兼候」⑤と不満をあらわにした。

しかし財政当局の大蔵省が、「無用の冗費」の第一として華士族の家禄をあげたことを確認しておかねばならない。家

禄は財政を過重に圧迫し、新規事業の障害となっていた。

①『明治前期財政経済史料集成』第八巻 四三九頁
② 同 第八巻 四三八頁
③ 同 第八巻 四頁

④『明治財政史』第八巻国債(二)一六五—一六八頁
⑤「士禄支消法に関する意見書」(『木戸孝允文書』第八巻 一〇七—一一頁)

⑥明治元年から同八年前期までの家禄・賞典禄が歳出に占める割合は、上の表のごとくである。

4

禄・賞典禄の国家歳出に占める割合が三〇%近くに達する⑥以上、大蔵省がそのように考えるのも無理なかつた。したがつて、この案が流産したとしても、大蔵省としては秩禄処分を急がねばならないとする決意に変わりなかつたし、変えようもなかつた。それほどに家

かくして両案は実行に移されることになる。

大蔵卿大隈重信が同年一二月二〇日付けで太政官に提出した奏議は、

先に華士族に職業の自由を許したのは、「従前因襲ノ習俗ヲ破り、游

手徒食ノ徒ヲシテ各自営業ノ途ニ就シメ、独立ノ本義ヲ盡サシムヘキ高遠至渥ノ御主意」にあつたが、この「御主意」は貫徹していない。一方で、「旧習ニ拘着シ、今日ノ家禄ヲ不易ノ恒産ト相心得毫モ営業ノ念慮ナキモノ」があり、他方に、「御主意」は分かつていても「薄禄少給」のゆえに他の職業を習得して生産を営む暇のない者がいる。前者にたいしては「切ニ誘導ヲ加フ」ればよいが、後者にたいしては資金を与える以外にない。そこで、家禄を奉還した者には六カ年分をあたえる、といふことにすれば多少は営業の資金となろう。しかし、一度にこれを実行すると莫大な資金を準備しなければならないから、とりあえず百石未満の者に限り奉還を許すことにしてはどうかと^①。

同月二七日、華士族で家禄賞典禄が百石未満の者に限り奉還を許す、という内容の家禄奉還制度が制定された（百石以上の者については翌四年一月に布告）。この布告によつて、士族という身分と家禄が分離された。先に士族という身分と職業が分離され、今まで身分と家禄が分離された。いまや家禄は、職業にたいする報酬でないのは勿論、身分にまつわる特権でもなかつた。それは、政府の士族にたいする一方的な恩恵に他ならなかつた。この点は、家禄奉還を促すため、ことに「旧習ニ拘着シ、今日ノ家禄ヲ不易ノ恒産ト相心得、毫モ営業ノ念慮ナキモノ」にたいし、同日布告された禄税賦課においてさらに明瞭に示された。

右大臣岩倉具視は、地方官に禄税賦課の趣旨をつぎのように内訓して、士族を内諭しようとした。

「夫レ禄ヲ賜フ者、人臣其躬ヲ致シ、上ニ仕フル為ニ酬ヒラル、所以

ナリ、今ヤ有禄者ト雖、官ニ就ク官禄アリ、家ニ在ル勤メ無シ、既業ニ其常務ヲ解キ、而テ依然トシテ其禄ヲ領スルノ理固ヨリ有ル可カラス、サレハ宜ク之ヲ収テ可ナルヘシ、然ルニ世禄因襲ノ久シキ、人皆之ニ安シシテ疑ハス、其終ニ私有スヘカラサルヲ知リ、之カ後計ヲ為スモノ寡シ、若シ卒然ト其禄ヲ収ムルトキハ、其レ何ヲ以テ其实ヲ保チ、其妻子ヲ蓄ヘンヤ……故ニ今禄税ノ制ヲ下サレ、其多寡ニ分賦シテ其幾分ヲ取メ、上ハ以テ国用ノ不足ヲ補ヒ、下ハ以テ其戸位素餐ニ安シス可カラサル所以ヲ知ラシム、禄ヲ領スルモノ宜ク上文ノ意ヲ体認シ、益以テ國家ニ報スル所以ノモノヲ謀レ」^②

禄税賦課は、家禄支給の不当性を理由とした実質的な家禄削減であった。政府は、これによつて財政負担の軽減を図ろうとしたのみならず、家禄が不安定なものであることを有禄者に知らしめ、家禄奉還を促そうとした。七四（明治七）年四月の内務・大蔵両省名による地方官へのつぎの内達は、そのことを示している。

「禄税ノ儀ハ所有物又ハ所有物ノ儀ヲ以テ課賦候訣ニ無之、全ク世襲軍職ヲ被解候上ハ固ヨリ軍費ヲ資クヘキ義務アルヲ以テ被賦候儀ニテ、軍費ノ増減ニヨリ税額モ亦従テ多寡アル理ニ付、当分ト被仰出候儀ニ有之候事」^③

家禄は士族の「所有物」ではないので、税額は士族の意向に關係無く「軍費ノ増減」により変化するというのである。

禄税賦課がいやなら家禄奉還、そして一時金による就産の道、という政策も期待どおりの成果をあげなかつた。七五（明治八）年三月三〇日、

内務卿より太政官に提出した家禄奉還制度中止の意見書は、その状況について、「中ニハ稍々恒産ノ端緒ニ就キ候者モ相見ヘ候得共、目前ノ浮利ニ迷ヒ、一跌目的ヲ失シ、忽チ窮乏ニ陥ル者十ノ七八ニシテ……今日ノ景況ヲ以将来ヲ推考仕候得ハ、到底就産安著ノ場合ニ可立至ハ万々無覚束被相考候」④と記された。ちなみに、一八七四—六年の奉還者数は約九万五千人⑤にすぎなかつた。そのうえ、家禄奉還によつても、国家歳出に占める家禄の割合は三〇%を下らなかつたのである。七五年七月、家禄奉還は中止された。

- ①『明治財政史』第八巻 七七一八頁
- ②『岩倉公実記』下巻 九三一四頁
- ③『法規分類大全』第一編租税門雜税二 一二六頁
- ④『明治財政史』第八巻 九九頁
- ⑤『明治前期財政経済史料集成』第八巻 四頁

5

一八七三（明治六）年にいわゆる征韓論争を直接の契機とした政変後、政府は大久保利通と木戸孝允の二人を中心とする薩長による藩閥政府と化していた。しかし大久保は、士族、ことに薩藩士族の慰撫策として台湾出兵を決定せざるをえず、そのことによつて内政改革を急務とする木戸の協力を失つた。台湾問題の決着後、あらためて内政改革に取り組もうとした大久保は、長州閥の協力を必要とし、そのためには木戸との和

解が必要であつた。大久保と木戸の間の斡旋にあたつた伊藤博文は、木戸の復職には木戸の年来の主張である立憲政体樹立に着手する以外にないことを大久保に説き、了承を得た。伊藤はさらに、薩州閥を牽制するために土州閥を利用しようとし、板垣の協力を要請した。かくして七五（明治八）年一月、いわゆる大阪会議がもたれ、木戸・板垣が復職し、政府はついに立憲政体樹立にむけて政治改革をすすめることを確定した。しかし同年の権力闘争は、板垣の再辞職（同年一〇月二七日）に結果した。そして同時に、左大臣島津久光も辞職した。討幕維新にもつとも功績があつたと自負していた島津は、自分の意見が採用されず、政局が自分と関係なく動くことに不満であつた。板垣は自由民権運動に走る士族を代表し、島津は旧封建体制を欽慕する士族を代表していた。政府は両者の辞職によつて、両派の士族と対決することとなつた。このことは、政府にとつて政治的危機に相異なかつたが、その対決が基本姿勢の相異に起因する以上、やむを得ないものであつた。そして政府のこの対決決意は、大蔵省にとつて最終的な秩禄処分を断行する好機会であつた。

すでに七五年九月、金禄公債証書の発行に向けて米禄を金禄に代える布告をかち取つていた大蔵省は、翌七六年三月二〇日、大蔵卿大隈重信の名をもつて太政大臣三条実美に金禄公債証書の発行を促すつぎの奏議①をした。

華士族の家禄の由来は、要するに「士ノ常職トスル處専ラ兵事ニ服従スルニ在」る。しかしながら、「封建ノ制成立ニ及テ自然其禄ヲ世襲シ、數百年ノ久シキ其族蕃殖遂ニ巨額ノ稟米ヲ糜シ、容易ニ変換スヘカラサ

ルニ至ル」、これは「國家ノ不幸」といわねばならない。この「國家ノ不幸」を除去せんがために明治維新があつたのであり、維新後、版籍奉還・廢藩置縣を断行し、徵兵制まで設けた。これによつて士族の常職は消滅した。にもかかわらず、依然として祿を「官廩ニ仰ク」のは、「名実相協ハスト」というべきである。

「國家使用ノ事ナクシテ徒ニ政府ノ歳租ヲ耗費スルハ、啻ニ國家ニ於テ益ナキノミナラズ、人々或ハ從来ノ措置ヲ憶測想像シ、動モスレハ無益ノ疑惑ヲ抱キ、或ハ稍々見ル所アリテ、偶々別ニ生計ヲ為サントスルモ、其資ニ乏ク、其業ニ専ナラス、却テ窮困ニ陥ル者往々之レ有リ。其他或ハ誤認シテ家産トナシ、其甚シキニ至テハ其ノ何物タルヲ究メスシテ、以テ永世之ヲ有スヘシト為ス者之レ有リ」

奏議はさらに、「封建中ノ約ハ既ニ消盡」したゆえに、「永世ノ家禄」といえども直ちにこれを廢してさしつかえないはずである、と指摘した。

「蓋シ国用ヲ以テ人ニ給与スルヤ、凡ソ其國力ト事功トヲ参照シテ一時ノ賑給ヲ為スカ、或ハ特殊ノ勲勞アル者ト雖モ賞ハ其一人ニ止マルヲ以テ普通ノ公理トス。賞典祿猶且然リ、況シヤ家禄ナルモノハ、曩者武門政權ヲ奉還シテ朝綱維新ニ属スルヤ、是レ即チ封建中ノ約ハ既ニ消盡スルノ時ニシテ、仮令永世ノ家禄ト云フトモ直ニ之ヲ廢スルニ於テ素ヨリ妨ナカルヘシ。然ルヲ尚ホ之ヲ存シ、荏苒今日ニ至ルモノハ、特ニ情勢ノ已ムヲ得サル所アルニ出ルノミ、豈永世之ヲニ給スヘキモノナランヤ」

七六（明治九）年八月、ついに金祿公債証書の発行条例が公布され、

士族は一律に家禄奉還を命ぜられた。この最終的な秩祿処分を直接間接の原因として、同年一〇月、神風連の乱、秋月の乱、萩の乱などの士族の反乱があいつぎ、翌七七年には士族反乱の最大かつ最後ともいべき西南の役が生じた。しかし政府は、それらをことごとく鎮圧することに成功した。ここに、状況変革にたいする士族の武人としての可能性は消滅した。

他方、秩祿処分は順調に進んだ。端数現金の支給の大部分は七七年中に、金祿公債証書の発行は翌七八年七月より開始してほぼ同年中に完了した。かくして士族の大部分は、いまや家禄の数カ年分に相当する公債証書の所持者にすぎなくなつた。

そしてかれらの多くは、西南の役後の不換紙幣の濫発による物価騰貴により追い詰められ、公債証書を手放した。あるいは公債証書を売却することによつて得た金で、農工商の事業に手を出した者も、その大部分は、その事業が緒に就くかに見えたころの八一年から開始された紙幣整理事業にともなう不景気と物価下落により、その事業から手を引かざるをえなくなつた。かくして、金祿公債証書は、商人や高利貸の手に渡り、やがて全国に設立された銀行資金と変じ、それはまた殖産興業の資金となつていつた。

士族という族籍は、かつて武士であつたことの名残を示す以外に何の価値もなくなり、士族は有産無産を基準とする近代階級の内に、勿論、圧倒的多数の士族は無産階級の内に吸收されていった。すなわち、かれらの圧倒的多数は、新たな殖産興業の労働力として吸収されていったの

である。

①『明治財政史』第八卷 一一六一八頁

II 国民の中核・皇室の藩屏としての士族——貴族制度をめぐって

1

明治政府の貴族制度創設へのアプローチは、旧秩序の解体作業と同時に始まった。たとえば一八六八年（明治元年）、伊藤博文は姫路藩主酒井忠邦の版籍返上建議を聞いて直ちに建白し、「諸侯今若シ是ヲ知テ速ニ行フ者アラバ、真ニ所謂皇國ヲ憂フル者ト云フベシ、天朝ニ於テモ又諸侯ヲ處スル克ク之ニ礼ヲ加ヘ、拳テ公卿ト列ヲ同フセシメ、爵位ヲ進メ、俸禄ヲ賜ヒ、所謂我国ノ貴族ト為シ、各國議事ノ体裁ニ倣ヒ上院ノ員ニ備フベシ」①と記した。あるいは翌六九年、岩倉具視は、諸藩が陸続として版籍奉還するのをうけて上奏し、「九等ノ爵号ヲ建テ、公・卿・大夫・士トシ、卿ハ上下二分チ、大夫・士ハ各上中下二分ツ、其門地ニ依リ此爵号ヲ授与スヘシ、但公以下大夫以上ノ爵号ヲ授クヘシ」「各州ノ士卒、地方ニ名望アル者又ハ優等ノ功勞アル者又ハ高徳碩学ノ者ハ其門地卑シト雖、各器量ニ從ヒ中大夫以下上士以上ノ爵号ヲ授クヘシ」②と記した。

伊藤、岩倉の意見書は、ともに以降の貴族制設立に関する問題点をほぼ総て含んだ。すなわち、伊藤のそれは、叙爵→貴族→上院議員という

図式を示し、岩倉のそれは、旧身分秩序の再確認要請であった。そして後述のように、この両者をあわせて貴族を皇室＝権力の藩屏としてとらえることこそ、八四（明治一七）年七月七日の「華族令」の本質となるに至る。しかし明治初年にあつては、両者とも旧秩序の解体促進と、それにたいする榮典という性格こそがその本質であった。それゆえ両者は、六九年七月二五日（明治二年六月一七日）の版籍奉還と、同日および同年八月二日（八月二十五日）の行政官達（前出）によつて、その目的を達した。

貴族制度の成立過程において士族の扱いが問題となるのは、秩禄処分がすすむことになる七年八月二九日（明治四年七月一四日）の廢藩置県以降のことにつき属する。同年一〇月一五日（九月二日）、正院は左院に、「凡人ノ功績勲労アルモノ衆庶ノ共ニ欽尚スヘキ所ナリ、依テ之ヲ嘉獎シ、位爵ヲ用テ賞トシ、等級ニ応シ賞牌ヲ与ヘ、以テ其功勲ヲ表著セシメント欲ス、宜ク其可否ヲ審級シ、其体裁ヲ具備シテ上陳スヘシ」③と下問した。すなわち、政府は、廢藩置県にともなう政治的の混乱をのりきるために、論功賞として貴族制度を提起したのである。この下問にたいし左院は、上公・公・亜公・上卿・卿の爵号の授与をもつて回答④した。ところが左院は、同年一月二六日（一〇月一四日）、さらにその改案として上公・公・上卿・卿の爵号案を提出した。士爵の条には「從前士族卒ノ称ヲ廢シ、更ニ士ノ爵ヲ賜ヒ、有功ニ因テ卿爵ニ上ルヲ得」⑤とある。改案は、士族一般に爵号を用意しただけでなく、士爵から卿爵への上昇の可能性も予定したのである。これは、廢藩置県後の政

治的混乱は、華族よりも士族によつて惹起されると考えたからに他ならない。しかし士族が惹起するかもしれない政治的混乱は、士族に爵号という名誉を与えるだけで回避しうるのか。おそらくこのことこそが、先に検討したことごとく、木戸が秩禄処分に消極的な姿勢を示した原因であつた。

- ① 春畠公追頌会編『伊藤博文傳』上巻 四一七頁
 ② 〔岩倉公実記〕中巻 七三〇頁
 ③ 霞会館編『華族会館史』昭和四一年 一三八頁
 ④ 同 一三八一九頁
 ⑤ 同 一三九頁

2

政府は廢藩置県を無事のりきつたものの、未だ具体的な国家構想をもたなかつた。それゆえ廢藩置県から間もない同年一一月、政府構成者は大挙して日本の改革モデルの摸索のため欧米に向けて出発しなければならなかつた。

使節団一行は、歐米諸国の見聞によつて、いかなる国家を日本の改革モデルとして見い出したのか。アメリカ・イギリスは改革モデルとしては進歩し過ぎていたし、パリ・コンミューーン直後の政情不安なフランスは、とうてい改革モデルたりえなかつた。かれらの見聞によれば、ウイヘルム一世を戴き、ビスマルクが率いるプロシャこそは遅れて文明開化

化しながら列強の中でよく自主独立を保つていた。

木戸は、七二年九月一四日（明治五年八月二二日）付で井上馨に宛てた書簡に、「現に如李國（プロシャ：松岡）新政比隣に類なし」①と記した。あるいは大久保は、七三年二月二四日（明治六年一月二七日）西徳二郎に宛てた書簡に「英米仏等ハ普ク取調ヘモ出来居候而已ナラス、開化登ルキト数層ニシテ及ハサルコト万々ナリ、依テ李魯（プロシャとロシア：松岡）ノ国ニハ必ス標準タルヘキコト多カラント愚考イタシ候ニ付、別而此両国ノコトヲ注目イタシ候」②と記し、翌七三年三月二一日付けで盟友西郷隆盛、吉井友美に宛てた書簡には「当國ハ他之歐州各国トハ大ニ相異ナリ淳朴之風有之、殊ニ有名之『ヒスマロク』『モロトケ』等之大先生輩出、自ラ思フ属候心持ニ御座候」③と記した。

勿論、改革のモデル国家としてプロシャを見い出したことは、イギリスに対するつぎのような驚嘆を帳消にはしなかつた。大久保は、七二年一一月一五日（明治五年一〇月一五日）付で西郷、吉井に宛てた書簡において「英國ノ富強ヲナス所以」について、つぎのように報告したのである。

「回覧中ハ段々珍舗見物イタシ候。首府コトニ製作場アラサルハナク、其内就中盛大ナルハ、『リバプール』造船所、『メイチエストル』木綿器械場、『グラスゴー』製鉄所、『グリノック』白糖器械、『イヂンハロク』紙漉器械所、『ニューカッソル』製鉄所（是ハ『アルムストロング』氏ノ所建、アルムストロング小銃砲發明ノ人ニテ今ニ存在、同人案内ヲ以テ見ルヲ得）、『プラットホール』絹織器械所、毛織物器械所、『セッ

ヒールド』製鉄所（是レハ汽車ノ車輪其外一切ノ道具ヲ製出ス）、銀器製作所、『バーミンハム』麦酒製作所（是ノ製作所ノ続キ十二里ニ達ストイフ）、玻璃製作所、『エスター』ノ内イースウェイキ塙山等ハ分テ巨ニシテ、器械精工ヲ極メタリ。之ニ次クニ大小之器械場枚挙スルニ違アラス。英國ノ富強ヲナス所以ヲ知ルニ足ルナリ。尤可感ハ何レノ僻遠ニ至リ候テモ道路橋梁ニ手ヲ盡シ、便利ヲ先ニスル馬車ハ勿論、汽車ノ至ラサル所ナシ。蒸氣發明ナキ已前ハ水利ニ手ヲ付タルモノト相見得、凡テ掘割ニテ船ヲ通シ候ナリ」④

一国の政府要人が同僚の要人に送る書簡にしては、一見無意味と思われる工場の羅列である。しかしかれには、あえてかかる書簡を送りたくなるほどイギリスの工業力は驚嘆に値するものであった。そしてこの驚嘆の中にかれの帰国後に備える決意があつた。

帰国後の政変によつて実権を握つた大久保が最初にした仕事は、内務省の設置（一一月一〇日）であり、かれはその初代内務卿に就任した。「内務省職制及事務章程」によれば、内務省は「国内安寧人民保護ノ事務ヲ管理スル所」⑤であり、勧業寮・警保寮（以上一等寮）、戸籍寮・駅通寮・土木寮・地理寮（以上二等寮）、測量司（一等司）が置かれた。勸業寮は殖産興業の中核であり、警保寮は警察行政の中核であつた。翌七四年五、六月頃、大久保は、「殖産興業に関する建議書」⑥を提出、その冒頭に「大凡國ノ強弱ハ人民ノ貧富ニ由リ、人民ノ貧富ハ物産ノ多寡ニ係ル、而テ物産ノ多寡ハ人民ノ工業ヲ勉励スルト否サルトニ胎胚ス」と記し、欧米諸国歴遊における印象を端的に示した。そして続け

て「其源頭ヲ尋ルニ未タ嘗テ政府政官ノ誘導獎励ノ力ニ依ラザル無シ」と政治家の責任に言及した。政治家は、欧米諸国ことに「僅々タル一小國」に過ぎぬはずのイギリスの發展から学ばねばならないと。

改革のモデル国家はかかる意味においてイギリスなのであり、イギリスは「開化登ルコト数層ニシテ及ハサルコト万々ナリ、依テ李魯ノ國ニハ必ス標準タフヘキコト多カラント」考えられたのである。プロシャはイギリスの生産力に追い付くための手段的政治国家なのである。

①『木戸孝允文書』第四卷 四〇一一二頁

②『大久保利通文書』第四卷 四八四頁

③ 同 第四卷 四九一一二頁

④ 同 第四卷四四七—四五〇頁

⑤『法令全集』第七卷 三八〇頁
⑥『大久保利通文書』第五卷 五六一一五頁

さて、木戸にとつてプロシャに留学していた青木周蔵との出会いは、国家構想を立案するうえで決定的なものであった。ある日、木戸が憲法に関して質問したのに対し、青木は英・仏・李を比較し、貴族制度を採つてゐる英李とそうでない仏を区別した。

「（英・李の）重なる点は、個人の自由は全般に通じ充分之を尊重するも、国民の総てを各般の区域に於て同権者と見做さざるに在り。……仏

人の唱道する自由主義可なり、一国兄弟主義亦不可ならざるも、全国住民を一括して之を権利同等の国民と認むることは、歴史上の階級及び財産の差等を無視するものにして、仏國主義は、畢竟、社会の秩序を根本的に打破するものなり。」^①

あるいは貴族制度に関する質問にたいして、青木はつぎのように説明した。

「抑々社会に於ける貴族の位置は、所謂皇室の藩屏〔守護〕、若くは人民の指導者たるが故に、事の有形的又は無形的たるとを論ぜず、常に天下国家の為め率先尽瘁すべき義務を有する者なり」^②

木戸は、日本において「皇室の藩屏〔守護〕、若くは人民の指導者」

としての貴族はその自覚も能力もないと思われた。

木戸は、七三（明治六）年七月に帰国し、ただちに華族の改造に着手した。かれの日記の八月二七日の条には、毛利邸において九条道孝等の華族の集会に臨み、「歐米の形情、元來華族たるもののが責等巨細に論談し、将来の目的等陳述す」^③とあり、九月六日の条には、毛利元徳夫婦に会い華族集会への要望として、「當時の華族自己の責を不思、無益の交際に時日を消せり、依て各互に其責めを論窮し、國家の為に盡力する志を起さんことを欲す」^④とある。そして木戸の動きに触発されるよう

に華族たちは同年一二月、通歎社あるいは麝香間祇候同士として結合はじめ、翌七四年四月一三日、両者は合併して華族集会所を設立、さらに同年六月一日、華族会館（初代館長有栖川二品親王）を設立した。そ

して七六（明治九）年一月二六日、三條太政大臣と岩倉右大臣は、各国駐在公使に各国の貴族制に関する調査を命じるに至る。かくして政府は、貴族制度設立に向けて具体的に動き始めるのである。

①坂根義久校注『青木周蔵自伝』平凡社 四七頁

② 同 五四頁

③『木戸孝允日記』第一卷 四一八頁

④ 同 第二卷 四二二頁

4

木戸は、帰国後、華族改造に乗り出す一方で、政府の秩禄处分計画に反対した。いまやかれにとって、この二者は表裏の関係をなしていた。

なぜなら、当面華族に「所謂皇室の藩屏〔守護〕、若くは人民の指導者」としての自覚も能力もないとすれば、士族にそれを期待する以外になかつたからである。

七三（明治六）年一二月七日の「非祿税議及び減祿制建議」^①は、當時の木戸の士族にたいする考え方を端的に示した。かれは、「抑國ノ國タル所以ノ者ハ人民ニ在テ、人民ノ以テ人民タル所ハ國ノ為ニ其義務ヲ尽スヲ以テナリ」という視点から士族をとらえ直そうとした。かれは、まず西洋諸國の人々について、「其人民貴賤ヲ問ハス、貧富ヲ論セス、一モ國ノ為ニ其義務ヲ盡サ、ルハ莫」と指摘し、「苟モ國事ニ關セスンハ、予未タ人民ノ以テ人民タル所ノ者ヲ見ス」と結論した。かれは、國

家を内面化した人民、すなわち国民のことを問題にしていた。かかる人民＝国民こそが西洋列強の富強を支えている。はたして日本にかかる人民＝国民は存在するのか。農工商はどうか。

「農ハ唯穀粟ヲ出スヲ以テ己カ務ト為シ、商ハ唯什器ヲ製スルヲ以テ其業ト為シ、商ハ唯有無ヲ通スルヲ以テ之カ職ト為シ、皆国事ニ於テ毫モ関渉スル所無シ。國ノ正氣ハ民心ニ在テ、民既ニ國事ニ心ナシ、何ヲ以テ民ト為スニ足ラシヤ。是商ハ徒ラニ有無ヲ通スルノ器械タルニ過キス、工は徒ラニ什器ヲ製スルノ器械タルニ過キスシテ、農ハ穀粟ヲ出スノ器械タルニ過キサルナリ」

かくして、かれは士族の志士的側面に期待する。

「我邦四民中、猶能ク知リ愛國ノ念ヲ存シ、國ノ為ニ義務ヲ尽サント欲スル者、独リ一士族中ニ多キノミ。是レ三千万人中其器械タルヲ免カル者、僅カ二二、三百万人ニ過キスト謂フヘキナリ」

かかる士族からその衣食を奪うようなことをすれば、士族の「廉恥愛國其ノ恒心」は消滅する。そうするよりも士族に「恒心ヲ培養」させ、それを平民に及ぼすことを期待すべきである。

「人々ヲシテ國ノ為ニ其義務ヲ尽サシメント欲セハ、恒心アル者ヲシテ之ヲ導カシムルニ如カス。然ラハ則チ二、三百万人ノ人民ヲ養フニ、今日其固有シ来レル禄ヲ以テスルニ過キスシテ、遂ニ三千万ノ人民ヲシテ皆國ノ為ニ其義務ヲ尽サシムルヲ得ヘシ」

いまや木戸にとって、士族は封建遺物として否定される存在ではなく、国家構想との関係において積極的に位置付けられるべき存在であった。

すなわちかれは、形成すべき國民（臣民としての國民）の中核として、士族をとらえなおすことを要請したのである。

他の政府有司たちも、士族を形成すべき國民の中核とすることについて異存はなかつた。しかし、そのことが秩禄処分をしなくていい理由にはならなかつた。たとえば、殖産興業を當面の急務とする大久保にとつて、士族の家禄はあまりに過重な財政負担であるばかりでなく、自労自食しない士族の存在は、殖産興業の趣旨にも反していた。かれは、たとえ木戸の大反対があろうとも、秩禄処分を断行せねばならなかつた。勿論かれは、木戸の士族への期待を無視したわけではなかつた。しかし、かれにとって士族への期待は、殖産興業策の中でとらえられるべきであつた。すなわち、秩禄処分の断行→士族救済＝士族授産であつた。事實かれは、七六年八月一〇日、内務省に授産局を設置し、七八年三月六日、「一般殖産及華士族授産ニ関スル建言書」を提出するのである。

①『松菊木戸公伝』下巻 一六四〇—一六四八頁

5

かくして秩禄処分計画は、木戸を除外してすすめられた。もはやいかんともしがたいと考えた木戸は、次善の策として最後処分の前に貴族制度計画を発表し、その中に士族を組み込むことを主張した。かれは、七年三月一三日付の日記に、「四字より岩倉大臣の招に至る、余士族給禄の処分に付從来有一説、屢建言せり、且昨年来朝廷中有此議、依て余

平生華士族の禄を処分すれば、其前に華士族の家格の評議不可無の事を屢々言しあげり。故に今日其談論なり」①と記している。またかれは、金禄公債証書の発行条例を交付する前日の同年八月四日、岩倉、三條、伊藤そして再度三條を順次訪れ、最後の抵抗を試みた。しかし採用されなかつた。かれは、同日の日記に「此度禄券發行に付ては、不日華士族の制度御決定可有之の大意にても示告あらんことを希望論窮」②したが、貴族制度案が間に合わず両者を同日に発表することは困難である旨告げられた、と記している。

政府は、早急に木戸を慰撫する必要があつた。そのうえ同年は、地租軽減を求める農民一揆が全国各地に頻発していた。秩禄処分により士族の不満が暴発（事実一〇月には神風連の乱、秋月の乱、萩の乱が生じる）して、農民一揆と合流しない保証はなかつた。金禄公債証書の發行条例の公布からわずか六日後の八月一一日、法制局の桜井能監が、華士族の族称を廃して侯伯士の三爵を設けることに関する諸案草稿をもつて木戸を訪問し③、同月一六日、木戸の桜井訪問を経て④、九月一六日、桜井は木戸に貴族制度に関する草案を提出した⑤。この性急な過程は、政府が木戸の慰撫と士族の懐柔をいかに急いでいたかを示している。

かくして一月三〇日、木戸は三條とともに貴族制度に関する奏問をするに至つた⑥。それが「爵号取調書類」である。それによれば、貴族は侯伯士の叙爵者に分けられ、それらはそれぞれ世襲と終身に分けられた。侯伯には華族に加えて維新勲功士族が予定され、かれらには元老院議官となる政治的特権が与えられた。士族一般にかかるものは、勿論世

襲士爵であつたが、これにはみるべき特権は与えられなかつたのみならず、つぎのような制限が加えられていた。

「其爵愈卑キ者ハ一般人民ト相去ルコト遠カラス、故ニ其制限モ亦最寛ナラサルヘカラス、然ルニ吾邦藩士族ノ數四十万ノ多キニ至リ、而シテ其内資産ナク廉恥ナクシテ自活ノ計ナキ者ニ於テハ之ヲ削除スルノ法ヲ密ナラシメサル時ハ、却テ他ノ尊榮ヲ毀損スヘキニ付、今設立スル所ノ制限実況ニ適セサルアルモ亦已ムヲ得サルノ法則ナリ、乃チ士爵拝叙ノ者ハ左ノ事業ヲ做スヲ許サス

一世襲タリトモ女子其爵号ヲ相続スルヲ許サス

一 平民ノ雇人トナルヲ許サス

一 貸座敷、芸娼妓ノ置キ屋、引手茶屋、水茶屋、席貸シ、待合、料理屋、居酒屋、歌舞伎芝居、寄セ、湯屋等不良淫猥ナル商買及ヒ風儀ヲ害スルノ商業ヲ為スヲ許サス

一 輿夫、馬夫、車夫、運夫、角船等猥穢卑賤ノ職業ヲナスヲ許サス

一 家族タル婦女他人ニ婚嫁シタル時ハ其従前具有シタル特權ヲハ總テ消除シ其配偶者ノ身分ニ從フヘシ」⑦

この案が族称廃止を前提にしてい以上、多くの士族は士族の族称を失い、そのうえ右の制限によつて士爵に叙せられるも、ただちに爵位追奪の対象となるにちがいなかつた。すなわちこの案は、最終的士族処分としての性格をもつものであつた。この案は、士族に名誉を与えることによって士族の恒心を維持しようとした木戸の熱意によつて急遽法制局で起草されたはずであるにもかかわらず、木戸の期待に応えるものでは

なかつた。そのうえこの案には、起草段階から法制局内でも有力な反対意見があつた。

6

七六年一〇月一九日、井上毅は伊藤博文に書簡を送り、「華族ノ家門ヲ保護セントセハ、随テ其ノ財産ヲ保護セサルヲ得ス、独乙ノ『ヒデーコンミ』ノ如キ是ナリ、然ルニ併テ士族ヲモ保護スルコト、勢ノ能フベキ所ニ非ス、同シク貴族ノ称号ヲ与ヘテ而シテ保護ノ榮ヲ奪フ、亦物議ノ源ナラン」⑧と指摘し、再考を要請した。

「貴族ノ称ヲ与ヘテ而シテ保護ノ榮ヲ奪フ、亦物議ノ源ナラン」は、この貴族制度案の欠点を端的に示していた。

欠点は克服されねばならない。その機会はすぐにきた。翌七七年の木戸の死と西南の役の勃発である。木戸の死によつてその改案起草が容易になつただけでなく、西南の役を無事のりきつた政府は、士族の反乱を恐れる必要がなくなつたのである。

「故ニ今日我貴族ヲ振起シ、常ニ社会ノ上流ニ居リ、一国思想ノ輻輳スル所ト為ラシメント欲セバ、宜シク俊秀学識若クハ世故ニ練熟セル者ヲ抜萃シ、四五十名モ貴族中ニ注入スヘシ……先ツ以テ維新以来參議ニ登リシモノ、及ビ現今參議在職者ヲ悉皆貴族ニ列シ、其端緒ヲ開キ、統イテ勅任官ニ登リシモノノ年功勤労アルモノヲ漸次ニ選抜セラレンコトヲ希望ノ至リニ堪ヘズ」

この「貴族令」案は、権力＝皇室対人民の図式を前提にして貴族制度を構想し、貴族のみを権力＝皇室の藩屏とするものであつた。そして貴族には叙爵対象者、すなわち華族と維新勲功士族のみが予定された。勿論、一般士族は権力＝皇室の藩屏から除外されたのみならず、族称さえ

士族の運命（明治政府にとっての士族）

①『木戸孝允日記』第三巻 三〇二二頁	② 同 三九一一二頁	③ 同 三九七頁	④ 同 四〇〇頁	⑤ 同 四一四頁	⑥ 同 四五四頁	⑦ 伊藤博文編『秘書類纂』原書房 昭和五年復刻版 三〇〇一一页	⑧『井上毅傳』第四卷 一〇頁
--------------------	------------	----------	----------	----------	----------	---------------------------------	----------------

七八（明治一二）年、法制局からあらためて「貴族令」案（尾崎三良が中心となつて起草）が提出された。その案は「華士族ノ称ヲ廢シ、公侯伯子男ノ五爵ヲ設ケ、有爵ノ者ヲ貴族ト称ス」①と規定された。そして五爵は、華族と維新勲功士族のみを対象とした。

「貴族令」案と同時に提出された「華士族新選之儀」②は貴族制度を「其制宜ヲ得レバ即以テ國家ヲ藩屏シ、人民激変ノ閑防ト為リ、以テ國家長久ノ基礎ト為ルアリ」と位置づけた。そのうえで、「貴族普通ノ流弊」として「抑モ貴族ハ概々皆生レナガラニシテ富貴深宮ニ長シ、梁肉輕肥ニ飽キ、世上ノ艱苦ヲ知ラス、交通広カラス、経験少ク、事ニ当テ用ニ勝ヘス」と指摘した。これが日本当時の貴族＝華族の状況であり、かかる状況が、維新勲功士族を貴族に加える理由であつた。

失うのである。

この「貴族令」案は、木戸主唱の貴族制度案の欠点を克服した。しかし、はたして圧倒的多数の士族を人民の側において權力＝皇室は安泰たりうるのか、という新たな問題を引き起こした。たしかに士族の反乱はもはや恐れるにたりない。しかし西南の役後の激しいインフレは、人民全体の不満をつのらせていた。もし士族、ことに士族民権家の主張が、人民の不満を整序・合理化したらどうなるのか。この点をついたのが井上毅であった。かれは七九（明治一二）年一二月二〇日付けで岩倉に提出した「正金下落意見」に、つぎのように記した。

「楮幣ト正貨ノ差五六十円ニモ至リ候ハバ、民怨噭々トシテ即チ民選議院ヲ起スノ機会到着ノ日ト存候〔來十三年ノ夏秋ヲ出デズ〕民選議院モ西洋ノ歴史ニ據ルニ、議論ノミニテハ建立ニ至ラズ、必ス其一大機会アルニ由テ起ル、楮幣下落ハ即チ民選議院ノ為ニ好機会ナリ、此度ハ鑑ニ掛ケテ見ルヨリモ猶洞明ナリト存候」③

かかる視点から見る限り、圧倒的多数の士族を人民の側に追いやるべきではなかった。そのうえ井上は、士族の可能性に関して木戸と同じ認識をもっていた。かれは七五年に大久保、伊藤に提出した「士族処分意見（控）」に、つぎのように記した。

「士族ハ國ノ精神ナリ、今日ノ士族アルハ國ノ幸福ナリ……今ノ士族アルハ國ノ幸福ナリ、士族無ラシメハ、過去ノ事、其今日アルニ至ルコト未タ知ルヘカラス、而シテ未來ノ開化ヲ進ムルニ、亦何ノ所ニカ其人ヲ得ン乎、試ミニ今日士族ナル者ナシト想像センニ、我國ノ景況ハ果シ

テ何等ノ地位ニアルベキ乎、我力農商ハ絶ヘテ独立ノ氣象アル者ニアラズ、又學問ノ思想アルコトナシ、農商ノ學ニ進ムヲ待タン歟、百年茫々、未夕期スヘカラス、其ノ支那朝鮮ト伍列セントスルモ恐クハ得易カラザラントス」④

以降、貴族制度の問題は、士族の取り扱いを軸に自由民権運動の盛衰と絡みながら進展することになる。

①伊藤博文『秘書類纂（其三）』三〇五—九頁

② 同 三一五—七頁

③『井上毅傳』第四卷 一九三二—四頁

④ 同 第二卷 七一一四頁

7

貴族制度があらためて問題になつたのは、自由民権運動が全盛期をむかえた八〇、八一年であつた。民選議院の開設が避けられないとすれば、權力＝皇室を安全かつ強固にするために、元老院を拡充して貴族院の設立に備える必要があつたからである。そしてその時、当然のように士族の取り扱いが問題とならざるを得なかつた。

伊藤博文が八〇年一二月一四日に提出した「立憲政体ニ関スル意見書」①は、廢藩置県以後の士族の傾向をつぎのように指摘した。

「藩国ノ士族従テ禄ヲ失ナヒ産ヲ削ラル、者全國ヲ挙テ幾十万、是皆ヲ得ン乎、試ミニ今日士族ナル者ナシト想像センニ、我國ノ景況ハ果シ新政ヲ悦ハスシテ、動モスレハ旧慣ヲ慕ヒ、不平ヲ鳴シ、不詳ヲ訴フル

ノ情アルコトヲ免レス。其極一変シテ急激ノ論ヲ唱へ、政府ニ抵抗シ、世変ヲ激成シ、以テ自快クスルニ至テ而テ後ニ已マントス、是レ勢ノ由テ来ル所ナリ」

そのうえ「意見書」によれば、士族の動向はたんに士族にとどまらない。「之ヲ人身ニ譬フルニ、士族ハ猶ホ筋骨ノ如シ、平民ハ猶ホ皮肉ノ如シ、筋骨ノ動ク所皮肉之ニ従フ、蓋シ士類ノ怨氣團結スルトキハ以テ朝野ヲ阻隔シテ王化ヲ壅塞スルニ足ル」のである。

かくして、「今日ノ士族ノ向背ハ、已ニ王室ニ純ナラスシテ、而シテ天下ノ禍機往々其間ニ伏スル」状況は、なんとしても阻止しなければならないことになる。いかにすべきか。元老院を拡充し、士族をそこに取り込むことである。

「元老院ヲシテ名実相副ハシメントセハ、之ヲ華士族ニ取ルニ在リ。
……今天下ノ人物品流ヲ概論スルニ、其國事ヲ担当シテ又明ニ率先タルニ堪フルモノ士族ニ望マサルコトヲ得ス。而シテ士族ノ位置ハ固ヨリ宜ク貴族ノ一部タルヘシ」

また、八一年七月に岩倉が提出した「立憲政体に関する意見書」の中の「大綱領」には、「天皇ハ位階勲章及貴号等授与ノ権ヲ有スル事」、「元老院ハ特選議員ト華士族中ノ公選議員トヲ以テ組織スル事」、「民選議院ノ議員選挙法ハ財産ノ制限ヲ用ウル事」②の条項があつた。

そして同年一〇月一一日の諸参議の奏議は、「国ニ上下両議院アルハ車ノ両輪アルカ如シ、而テ元老院ハ将ニ以テ下院ト並ヒ立チ其平衡ヲ持シ、急変激進ノ弊ヲ防キ、永遠憲法ノ保障、王室ノ輔翼タラントスルナ

リ」と指摘し、元老院は一八歳以上の皇族、華族^③「有爵ノ貴族」、士族^④「無爵の士族」によつて構成される③と記した。

以上三つの意見書・奏議は、井上毅の手になる④。かれの意図する元老院拡充と貴族の関係は明白であつた。すなわち、第一に、権力=皇室を安全強固にするには元老院を拡充する必要があること、第二に、元老院は貴族をもつて構成すること、第三は、貴族に華族をあてるのは勿論、士族も「貴族ノ一部」として取り扱うこと、そして第四に、族称を残したまま華族は有爵貴族、士族は無爵貴族とすることである。

右の第四の族称存続と、爵位と貴族の分離こそは井上の苦心の策であつた。かれはこれによつて七六年案、七八年案の欠点を克服しようとした。すなわち、士族を叙爵対象とせず、無爵貴族として権力=皇室の藩屏につなぎとめようとしたのである。

①『伊藤博文伝』中巻 一九二一一〇一頁 『岩倉公実記』下巻 六八一—六八八頁

②『岩倉公実記』下巻 七一八頁
③ 同 下巻 七七七頁

④稻田正次『明治憲法成立史』上巻 有井閣 一九六九年 四三〇、四八四、五一五頁

提とした七八年案、すなわち叙爵者＝貴族とする五爵案を採つた。それによれば、さきに指摘したごとく、圧倒的多数の士族は叙爵されず、それがゆえ「貴族ノ一部」として取り扱われず、一般人民と同列になる以外になかった。井上はこれに当然反対した。八一年九月一二日、かれは伊藤に書簡を送り、五爵論に反対する理由を五点あげ、その第一につぎのように記した。

「既ニ華族ノ称ヲ廢スルトキハ、士族ノ称モ亦廢セサルコトヲ得ス、縦令士族ノ称ヲ存ストモ華士両族ハ併行ノ勢アル者ナルニ依リ、士族ノ名称ハ頓ニ其光輝ヲ失フヘシ、而シテ華族ハ新ニ五等ノ爵ニ叙シ、士族ハ独リ其ノ榮ニ漏ル、トキハ未タ華族ヲ獎励スルニ足ラシテ、既ニ士族ノ不平ヲ買フニ足ラン」①

これに対しても伊藤は、同月一四日に返書を送り、つぎのように弁解した。

「爵位論ニ涉リ平素熱心為皇室築城砦ハ、此一事不可欠ノ要具ナリト存込候辺ヨリ、或ハ貴意ニ反候様之儀モ不少哉ニ心付候へ共、此儀ハ一朝一夕之工夫ニ無之、且近時之形態上下拳而不知々々協和（共和）精神ニ流レ候患ハ御同感之儀シ而、今ニシテ捨置、終ニ不可済ニ猶候時ハ、如何程之良案有之候共無由設施、即今之處ニ御座候へハ、多少時勢ニ反シ、人情ニ背スル所有之候共、未タ封建勤王之余焰全ク消滅ニ至ラサルニ乘シ、挽回之手段相立見候一片之衷情ニ御座候間、何卒御贊助ニ預り度候」②

伊藤が叙爵者＝貴族にこだわった理由は、さらにかれの談話でも確認

される。

「伊藤曰ク、元老院ノ改革ノ基礎ハ、爵位ヲ定ムルニアリ、今日ノ華族ハ、貴族ト謂ハン如キ者ニテ、爵位ニ非ス、依ツテ爵位ヲ定メ、華族モ爵ヲ与ヘ、士族・平民共功勞アル者ハ同断ニテ、貴族ノ勢力ヲ得テ元老院ノ議官トナレバ、其ノ功アルベシ、依ツテ其ノ目的ナレ共、何分大臣ノ処ニテハ、士族等ヨリ華族ニ列シ、或ハ上席ニ登ルヲ嫌フ景況也、

昔、八幡公ノ大功アルモ四位ニ止メ、元弘ニモ楠公初メ有功ノ人々ヲモ下位ニ置キ、只公家ナドノ上位ニアルヨリ、遂ニ朝廷ノ御威權モ立タズ、今日モ如此景也、今日士族平民等有功ノ者、馬鹿華族ノ下風ニ立ツ時ハ、追々国会議員ヲ望ミ候ハ顯然、既ニ今日ハ後レタレ共、只今ノ中ナレバ、有功ノ者ノ心ヲ取ルニ足ラント思フ也ト」③

伊藤には、すでに事実として権力＝皇室対人民の図式が成立し、士族、ことに士族民権家は人民に与していること、そして多くの士族は零落して貴族にふさわしくなくなつてゐる、という認識があつた。有功士族を今そのまま放置しておけば、かれらは民選議員になろうとするであろう。

それゆえ「既ニ今日ハ後レタレ共」、せめて今のうちに有功士族を叙爵して華族と並肩させるならば、かれらを権力＝皇室の藩屏につなぎとめることができるのではないか、それが伊藤の叙爵論の意味であつた。

井上も、状況認識において伊藤と大きな相違はなかつた。しかしかれは、士族を有功・無功に区別することによって生じる損失と混乱を恐れた。かれには、士族社会をそのまま温存することによつて、国民（臣民）の中核、あるいは権力＝皇室の藩屏とすることの方が望ましかつた。

①『伊藤博文関係文書』第一巻 塙書房 三一九頁

②『井上毅伝』第五巻 二四一一五頁

③『保古飛呂比』（佐々木高行日記）第一〇巻 五四六頁 明治一四年一月二六日の条

9

井上は伊藤の返書に納得せず、同年一月二一日、岩倉に「華族授爵意見」を送り、七点にわたって五爵論を批判した。その第五、第七はつぎのとおりである。

「第五 独り華族に与ふるに美名を以てし、貴族の資格ハ有爵ニ限るものとせハ、士族ハ頗ニ平民の地位ニ墮落するの情実あるを以て、将来王室を環衛する之念を絶つに至るべし、若し士族中の豪族を抜き爵を授くべしといはん歟、亦一を抜て九を遺すなり」

「第七 封建爵を設けて新たに有功之人を華族に列し、以て華族之元

素を新鮮にする之益ありとはいはん歟、是亦然らず、有功之人ハ士族又ハ平民ニ位置するも自ら世の標準たるべきのみならず、却而士族又ハ平民を引率して方嚮を唱導するの利益あるべきに、今陸て華族に列する時は頓ニ其黨同朋なる士族平民とは相互隔絶して相交通するに便ならざるに至るべし」①

これに対し岩倉は、同月二三日の返書に、五爵の件は「有害益なき而已ナラス、花族・士族・人民等ガ笑ヲ来ス而已ナラス、怨ヲ請候事ニ相

違無之と確信候、実ニ困難ヲ極メ候事ニ御座候」②と記した。かれもまた伊藤の五爵論に反対した。なぜか。かれは公卿出身にふさわしく、までもつて、いかに有功の者にせよ、士族が華族より高い爵位を授けられることによつて華族に不満が生じることを心配したのである。それは、さきの伊藤の談話中の「何分大臣ノ処ニテハ、士族等ヨリ華族ニ列シ、或ハ上席ニ登ルヲ嫌フ景況也」、あるいは岩倉自身の談話の「華族中ニモ子・男ニ叙セラレ候向夥多ナラン、然ルニ士庶ヨリ伯爵ニ叙セラレ候者モ有之時ハ不平ナラン、如何ト苦慮ス」③に確認される。そのうえ岩倉は、井上の献策によつて、かつての大久保と同様に、士族の可能性を士族授産策をとおして権力＝皇室に収斂しようとしていた。かれは、七八（明治一二）年七月に提出した「華族授産之儀ニ付建議」において、士族の有用性を強調した。

「若シ我国ヲシテ固ヨリ士族ナカリセバ、我国ノ景況ハ猶ホ支那朝鮮ノ萎靡振ハサルカ如ク、決シテ今日ノ進路ニ至ル事ヲ得サルヘシ、是レ士族ハ邦國ノ盛衰ニ於テ尤モ關係ヲ与フル者ナリ」④

かかる士族がヨーロッパの「過激自由ノ説」を受け入れ、「從來固有スル所ノ忠信淳厚ノ風殆ント將サニ地ニ墜ント」しているのは、廢藩置県以降の生活の困窮に起因した。それゆえ、いま政府が適当な方法で士族を保護するなら、「猶ホ其過半純良ノ徒」たらしむことができるはずであった。

かれはさらに論じた。

「蓋シ士族ハ其積世涵養ノ力ヲ以テ其精神ヲ以テ、百科進ムニ足リ、

其志行以テ艱苦ニ耐ルニ足リ、其氣力以テ外人ト競争スルニ足ル、今ノ現況ニ据ルニ學問百科凡ソ以テ國ノ事業ヲ進ムヘキ者、士族ノ性ノ尤モ近キ所トス……此高尚ナル種属ヲ除ク外我邦ノ人民ヲ概論スルニ、學問ナク、志氣ナク、以テ重任ヲ負担スルニ足ラス、蓋シ其ノ能ク進修有為ノ地ニ進ミ、外人ト競争スルニ足ルノ日ヲ待ツハ猶ホニ、三十年ノ後ニ在ルヘシ」

士族がかかるものであるのなら、政府は士族と共に進む以外にない。「我政府ハ此ノ高尚ノ種族ヲ失ハスシテ與ニ共ニ進ムトキハ大ニ将来ノ進歩ヲ裨益スヘシ、若シ乃チ之ニ反シ政府ハ此種族ノ心ヲ失ヒ、其窮困論ニ任せ、反対ノ点ニ激進セシメハ、前日ノ氣節精神ハ変シテ酷烈ノ毒分ヲ發シ、其禍不測ニ至ルヘシ」

右のごとき認識に立つなら、自由民権運動が盛んになればなるほど、士族救済＝士族授産が急がれた。

かれは、以降しばしば士族授産の建議をした。自由民権運動の全盛を背景にして、五爵論で伊藤と井上が対立した八一（明治一四）年九月、岩倉が提出した「士族授産最終建議」は、物価騰貴によつて士族の生活困窮が士族の「志操ヲ変換」せしめる原因であることを強調し、つぎのように指摘した。

「故ニ今ノ計ヲ為スニ士族を救恤シテ仰事脩育ノ志ヲ遂ケシメ、且ツ之ヲ振作シ、昔時節義廉讓ノ風習ニ復セシムヘシ、苟モ此クノ如キ時ハ、士族タル者感奮興起シテ其ノ國家ヲ裨益スル事、蓋シ淺鮮ナラサルヘシ」（5）

叙爵によつて士族社会を分断し、その一部を権力＝皇室の藩屏とすることによつて圧倒的多数を反政府側に追いやる前になすべきことは、士族授産によつて全士族を権力＝皇室の藩屏とすべく試みることであった。

①『井上毅伝』第五卷 二五三頁

② 同 第五卷 八七頁

③『保古飛呂比』第一〇巻 五四六頁 明治一四年一一月一九日の条

④『岩倉具視関係文書』第一巻 四一二三頁

⑤ 同 第一巻 四六七頁

10

八二年七月二三日、朝鮮に勃発した壬午事件は、政府をして一気に軍拡へと走らせた。軍拡は増税をまねき、前年から始まつて松方デフレ政策によつて困窮し始めた人民大衆を、一層追いつめることになった。人民大衆は、生活苦という日常性を政治化せざるをえず、それは自由民権運動への期待となつた。

同年九月、岩倉は「官民ヲ調和シ海軍ヲ拡張スルノ意見書」を提出し、まず軍拡が増税をもたらし、「人民ノ怨ヲ取ル」としても、「日本ヲ保護スルニ緊急ノ要務」だからやむをえない、という認識を示した。かかる認識ゆえにかれは士族授産を急いだ。かれは、「士族ハ日本ノ精神ナリ、全國ノ治乱盛衰皆其心力ニ由ラサルハ莫シ」とし、つぎのように指摘した。

「世禄変シテ禄券ト為リ、其常職ヲ失フ、農業ニ帰センカ、固リ其慣

② 同

下卷 九三〇頁

ル、所ニ非ス、又商業ニ帰センカ、其曾テ習フ所ニ非ス、是ニ由リ往々飢渴ノ慘況ニ陥ルニ至ル、是ニ於テ無業ニシテ腕力ヲ有スル者ハ乱アラ

ンコトヲ思ヒ、無業ニシテ智識ヲ有スル者ハ亦不平ヲ抱ク、其鬱積憤懣ノ氣發シテ過激ノ民権論ト為リ、専ラ政府ヲ攻撃スルヲ以テ自ラ快トス、其流毒他ノ農民商人ノ青年ナル者ノ頭脳ニ浸染シ、物議ノ沸騰スル悉ク之ニ基因セサルハ莫シ」①

いまや岩倉は、士族の可能性に期待しつつも、士族の「流毒他ノ農民

商人ノ青年ナル者ノ頭脳ニ浸染シ、物議ノ沸騰スル」ことを恐れたのである。

二カ月後の一一月、かれはさらに、「勸業院ヲ置キ士族ニ生産ヲ授クルノ議」を上奏し、つぎのように指摘した。

「抑武門政治数百年ノ因習、國家ノ元氣ハ独リ士族ノミ之ヲ涵養スル者ノ如シ、而シテ他ノ農工商ノ三民亦之ニ倣フテ尚武ノ風自ラ存シテ其俗敦厚ナリ……而ルニ前年其常職ヲ解キ其世禄ヲ廢セシヨリ、向フ所其方ヲ失ヒ、居ル所寢ク仁里ニ非ス、一家流離其心志日ニ険薄ニ赴ク、他ノ農工商ノ三民亦標準ヲ喪ヒ、風俗滔々トシテ將ニ頽壞ニ帰サントス」

②

一一月二九日、福島事件が生じた。以降の諸激化事件の幕開けを告げたこの事件は、岩倉の恐れが杞憂でなかつたことを示した。

11

岩倉具は焦つていた。そしてかかる焦りの過程において、かれはついに五爵論の採用にふみきつた。したがつて五爵論の採用は、士族授産の失敗→士族の困窮はもはや救いがたい→士族を元老院（貴族院）の要素として扱うことはもはや不可能である、という認識を示したに他ならぬ。

八二年一一月、かれは宮内省内に内規取調局を設置するべきことを建議し、その第四項「爵位令並華士族尊卑区別ノ事」につぎのように記した。

「蓋シ爵ハ人民ノ品流ヲ序スルモノナリ、故ニ爵アル者ハ即チ貴族ナルヘシ、案スルニ我国ノ貴族ハ則チ華族ニ他ナラス、而シテ華族ノ中自ラ尊卑ノ区別アリ、今爵号ヲ以テ之カ尊卑ヲ序スル一様ノ爵ヲ以テスルコト能ハス、因テ華族ヲ五等ニ分チ爵階ヲ以テ之ヲ倫叙スヘシ、其叙位ハ則チ五位ヲ初叙トシ漸次昇進ノ法ヲ立ツルヲ要ス、士族ノ如キ亦一種ノ貴族ト為スヘキモノナリ、宜ク其族令ヲ定メテ之ヲ五等ニ分チ其尊卑ヲ秩序スヘキモノトス」①

岩倉は貴族を華族に限定した。士族に関しては族称をそのままにして「一種ノ貴族」として扱うことを要請した。かれはこれによつて、からうじてこれまでの主張を一貫させようとしたが、かつて士族を「貴族ノ一部」と規定したことからは大幅に後退した。しかし「華士族尊卑区別

ノ事」は、すでに六九年に旧身分秩序の再確認を要請したかれにふさわしいものであった。

右の建議の結果、同年一二月一八日、宮内省内に内規取調局が設置され、岩倉はその總裁心得となつた。かくして、叙爵者＝貴族とする貴族制度の樹立への動きが一気に進むことになる。翌八三（明治一六）年一月、三条実美は華族会館長に就任すると、ただちに維新勲功士族を華族に加えるべきだと上奏^②した。七八年の「貴族令」案、およびそれに添付された「華士族新選之議」の復活であった。

他方、井上はなおも五爵制の採用に慎重であった。かれは華族の無能力を嘆き、士族への期待を語ることを止めなかつた。八三年五月の「華族財産意見」においてかれは、「華族ハ王室ヲ環衛スルノ具ニ非ス、華族ノ精神コソ即チ王室ヲ環衛スルノ要用資料ナリ、然ルニ今ノ華族ハ決シテ精神完備セルノ華族ニアハズ」^③と指摘し、同月五日の「准貴族意見」には、つぎのように記した。

「洋哲之説ニ、貴族之性質ハ其ノ旧武門ニシテ武徳ノ家風アルヲ以テ也トイヘリ。故ニ武徳剛勇ハ即チ華族ノ王室ヲ環衛スルニ必要ナル第一ノ精神ナルベシ。然ルニ今日之華族ハ大抵文弱華奢ニシテ国ヲ衛ルノ精神ニ乏敷、今日ノ華族ヲ以テ皇室ヲ環衛輔翼スルノ重任ヲ責ムルハ頗ル難事ト被存候、此ノ闕乏ヲ補フニハ士族ヲ以テ准貴族トナシ、貴族ト密着セシメンコト必要ナルヘシト奉存候」^④

八三年七月二〇日、士族の取り扱いにおいて井上の最大の理解者であつた岩倉具が死亡し、八月四日、伊藤が憲法調査を終えて帰国した。

そして翌八四年三月一七日、宮中に制度取調局が設置され、伊藤がその長官となり、貴族制度確立の具体的な作業に入った。「華族令」が下ったのは七月七日であった。勿論、維新勲功士族を除いた一般士族はその対象外であった。かくして秩禄処分を断行した政府は、士族に対しその政策を一貫したのである。

①『岩倉公実記』下巻 九六二頁

②『三条実美公年譜』卷二九（宗高書房 一九六九年 復刻版 七九八頁）

④『井上毅伝』第一巻 三五三頁

⑤ 同 第一巻 三四四頁

むすび

旧秩序の解体過程は、同時に新秩序の形成過程であった。秩禄処分の過程は、前者の典型的の一をなし、貴族制度の確立過程は、後者の典型的の一をなした。そして両過程において終始問題となつたのは、士族の取り扱いであった。なぜなら、政府にとって士族問題は、政府それ自体の矛盾の反映として存在したからである。それゆえ、政府による士族問題の処理過程は、士族のもつ矛盾の顕在化過程であるとともに、政府のもつ矛盾の顕在化過程でもあった。勿論、顕在化した矛盾は止揚されねばならない。

秩禄処分は、新政府にとって、そして当時の日本にとって、あらゆる

意味において必須のこととに属した。それゆえ、その過程にいかなる権力闘争がからみ、紆余曲折を重ねることがあろうとも、それは遂行されねばならなかつた。そして秩禄処分は、士族の家産官僚的側面の物質的基礎の全面的否定を意味した。しかるに新政府は、士族がかつて封建領主に対してもつた忠誠心を、天皇への忠誠心に転嫁しようとした。これは、士族の封建領主に対する忠誠心が封建領主が士族に与えた秩禄（物質的基礎）に表裏するものであった以上、矛盾した方針という以外になかつた。

他方、新政府は、政治社会の全体利益の自覺的存在としての士族の志士的側面に、新しく形成すべき国民の中核たるべき性格を見いだした。しかし、かかる志士的側面も、それが家産官僚的側面を母体とする以上、家産官僚的側面の否定は、志士的側面の否定に結果せざるをえなかつた。そのうえ、志士的性格は、常にかならずしも政府権力の意図する国民の中核となるべき性格ではなかつた。なぜなら志士的性格は、政治社会の全体利益への責務の自覺的存在という点にあり、権力＝皇室が常に政治社会の全体利益を体現していると思念されるとは限らなかつたからである。現政府構成者を含めた討幕の志士はかつてそのことを示したし、いま士族民権家がそのことを示していた。

新政府は、士族に対する右のごとき矛盾を、士族への期待を投げ捨てることによつて解消しようとした。八四年七月七日の「華族令」は、それを端的に示した。「華族令」は、権力＝皇室の藩屏たりうる士族を、維新勲功の士族に限定した。維新勲功の士族の多くがすでに政府権力の

構成者であったことはいうまでもない。すなわち、新政府は「華族令」によって完全に士族問題から自立したのである。少なくとも「華族令」は、政府が士族問題から自立し得るとの自信の表明であつた。「華族令」の布告からわずか三カ月余り後の一〇月二九日に自由党が解党するに至るのは、けつして偶然の一一致ではないといわねばならない。

さて、以上のプロセスに当の士族、ことに士族民権家はどのように対応したのか。あるいは、政府が士族への期待を捨てたにせよ、政府が國家を内面化した人民（国民）、天皇への忠誠を誓う人民（臣民）を必要としていたことに変わりはない。この問題は、以上のプロセスの中でどのように消化されるのか。こうした点が、次の検討課題となる。